

誓約書（暴力団員等排除）

私は、貴シルバー人材センターへの入会を申し込むにあたり、下記の事項を誓約し、承諾いたします。

記

- 私は、公益社団法人筑西市シルバー人材センター定款第8条（会員の資格喪失）第8号の規定による次のいずれにも該当するものではありません。
 - 茨城県暴力団排除条例（平成22年9月28日茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに該当するもの
 - 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- 私は、前項の事項が事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴シルバー人材センターが行う一切の措置について、一切の異議申し立てを行いません。
- 私は、第1項の事項を確認するため、貴シルバー人材センターが茨城県警察本部その他の関係機関に照会することについて承諾いたします。

令和 年 月 日

公益社団法人 筑西市シルバー人材センター
理事長 杉山 三郎 殿

（署名）

住所 _____

氏名 _____

（関係条文は裏面参照）

【参考】（誓約書裏面）

■公益社団法人筑西市シルバー人材センター定款（抜粋）

（会員の資格喪失）

第8条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) ～ (7) 省略
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年9月28日茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に該当するもの若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものである場合。

■茨城県暴力団排除条例（平成22年9月28日茨城県条例第36号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) ～ (5) 省略

■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。